

つがる西北五広域連合病院企業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程

平成 24 年 3 月 30 日

病院事業管理規程 第 17 号

改正 平成 24 年 10 月 1 日

病院事業管理規程 第 40 号

(趣旨)

第1条 この規程は、つがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（平成24年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第18号。以下「給与規程」という。）第3条第1項及び第8条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 給与規程第3条第2項に掲げる給料表（以下「給料表」という。）のうちいずれかの給料表の適用を受ける者をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第7条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (5) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (6) 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (7) 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。
- (8) 正規の試験 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）が行う採用試験又はこれに準ずると認める試験をいう。

(級別職務分類)

第3条 給料表に定める職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1に定める級別職務分類表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

(級別資格基準表)

第4条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規程において別に定める場合を除き、別表第2に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第5条 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

(1) 正規の試験の結果に基づいて職員となった者

(2) 正規の試験に準ずる試験としての承認を得た試験の結果に基づき、選択されて職員となった者

(3) 特殊の知識を必要とし、かつその職務の複雑、困難及び責任の度が正規の試験の行われる職と同等と認められた職に任用された職員で、第1号に掲げる職員に準じて取り扱うことについて、管理者が定めるもの。

3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において定める場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

（経験年数の起算及び換算）

第6条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第4に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

（経験年数の調整等）

第7条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第5に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもってその者の経験年数とする。

2 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

（特定の職員の在級年数の取扱い）

第8条 職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、第15条又は第16条の適用を受けた職員及び別に定めるこれに準ずる職員にあっては、他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して別に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

（新たに職員となった者の職務の級）

第9条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定する。

(1) 次に掲げる職務の級にあっては、その都度管理者が定める。

ア 行政職給料表(一)の職務の級7級、6級及び5級

イ 医療職給料表(一)の職務の級4級及び3級

ウ 医療職給料表(二)の職務の級6級及び5級

エ 医療職給料表(三)の職務の級6級及び5級

(2) 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあっては、その職務の級について級別資格基準表に定める資格を有していること。

- 2 第15条各号のいずれかに掲げる者から職員となった者又は第16条に規定する特殊の技術、経験等を必要とする職に採用された者に前項第2号の規定を適用する場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経験年数とすることができる。

(新たに職員となった者の号給)

第10条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第6に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格した場合に第20条第1項又は第21条第1項の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表の職種欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、別に定めるところによる。

- 2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給については、前項の規定にかかわらず、第12条から第17条までの規定に定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第11条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分(職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにおいて、それぞれの区分)及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

- 2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第5条第2項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表の定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第12条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とする。

- 2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「上級」にあっては「大学卒」の区分、「中級」

にあっては「短大卒」の区分、「初級」にあっては「高校」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

（経験年数を有する者の号給）

第13条 新たに職員となった次の各号に掲げる者（職務の級を第9条第1項に掲げる職務の級に決定された者を除く。）のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第10条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあっては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたもの）にあっては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって管理者の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち他の職員との均衡を考慮して管理者又はその委任を受けた者が相当と認める年数を除く。）の月数にあっては、18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4（新たに職員となった者が行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は第28条に規定する職員であるときは、3）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（管理者の定める者にあっては、当該号給の数に3を超えない範囲内で管理者の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

- （1）第5条第2項第1号及び第2号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に応じ、「上級」にあっては「大学卒」の区分、「中級」にあっては「短大卒」の区分、「初級」にあっては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
- （2）第5条第2項第3号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
- （3）前2号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあっては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
- （4）第1号又は第2号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。）であるもの 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

2 前項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、同項に定めるもののほか、第6条及び第7条の規定を準用する。

（下位の区分を適用するほうが有利な場合の号給）

第14条 前2条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等の区分より下位の学歴免許等のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の学歴免許等のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

（人事交流等により異動した場合の号給）

第15条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前2条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるとき

は、これらの規定にかかわらず、別に定めるところによりその者の号給を決定することができる。

- (1) 国家公務員
- (2) 職員以外の地方公務員
- (3) 公共企業体に勤務する者
- (4) 他の地方公営企業に勤務する者
- (5) 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者
- (6) 管理者が前各号に掲げる者に準ずると認める者
(特殊の職に採用する場合等の号給)

第16条 次に掲げる場合において、号給の決定について第13条又は第14条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。

- (1) 顕著な業績等を有する者をもって充てる必要のある医師等の職に職員を採用しようとする場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合
(特定の職員についての号給)

第17条 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第9条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者について他の職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより第13条から前条までの規定に準じてその者の号給を決定することができる。

(昇格)

第18条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

- (1) 第9条第1項第1号に掲げる職務の級への昇格については、別に定めるところによる。
 - (2) 前号に規定する職務の級以外の級への昇格については、当該職務の級について級別資格基準表の規定に定める必要経験年数又は必要在級年数を有していること。
- 2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。
- 3 勤務成績が特に良好である職員に対する第1項第2号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。
- 4 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合は、この限りでない。

(特別の場合の昇格)

第19条 次に掲げる職員は、前条の規定にかかわらず、別に定めるところにより昇格させることができる。

(1) 級別資格基準表に掲げる学歴免許等の区分を異にし、上位の学歴免許等を取得した者

(2) 生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は障害の状態となった者
(昇格の場合の号給)

第20条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前条第1号の規定により職員を昇格させた場合その他これに準ずる場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、管理者の定める号給とする。

(降格の場合の号給)

第21条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適當であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、別に定めるところによりその者の号給を決定することができる。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第22条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、第9条第1項第1号に掲げる職務の級にあっては管理者が別に定めるものとし、その他の職務の級にあっては級別資格基準表に定める資格基準に従い、昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

(初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

第23条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる者以外の者 新たに職員となったとき(免許等を必要とする職務に異動した者にあっては、その免許等を取得したとき)から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、他

の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給

(2) その初任給の決定について第15条又は第16条の規定の適用を受けた者（次号に掲げる者を除く。） 前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給

(3) 管理者の定める異動に該当する異動をした者 異動の日前における号給を管理者の定めるところにより調整した場合に得られる号給

2 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の号給とすることができる。

3 第20条及び第21条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

（給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

第24条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、第9条第1項第1号に掲げる職務にあっては管理者が別に定めるものとし、その他の職務の級にあっては級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 第22条第2項の規定は、前項の規定により職員の職務の級を決定する場合に準用する。

（給料表の適用を異にする異動をした職員の号給）

第25条 第23条第1項の規定（第3号の規定を除く。）及び同条第2項の規定は、前条第1項に規定する異動をした職員の異動後の号給について準用する。この場合において、第23条第1項第1号中「次号及び第3号」とあるのは「次号」と、同項第2号中「及び基準日以後に新たに職員となりその号給の決定について第15条又は第16条の規定の適用を受けた者（次号に掲げる者を除く。）」とあるのは「並びに基準日以後に新たに職員となった者のうち、その号給の決定について第15条又は第16条の規定の適用を受けた者及び管理者の定める異動に該当する異動をした者」と読み替えるものとする。

（昇給日）

第26条 給与規程第8条第5項の別に定める日は、第31条又は第32条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

（勤務成績の証明）

第27条 給与規程第8条第5項の規定による昇給（第31条又は第32条に定めるところにより行うものを除く。次条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

（行政職給料表（一）の7級以上の職員に相当する職員）

第28条 給与規程第8条第6項の別に定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 医療職給料表（一）の適用を受ける職員で職務の級が3級以上であるもの

(2) 医療職給料表（三）の適用を受ける職員で職務の級が6級以上であるもの

（職員の昇給の号給数）

第29条 給与規程第8条第5項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準に

については、当分の間、別に定める。

（昇給号給数の抑制に係る年齢の特例）

第30条 給与規程第8条第7項の管理者が定める職員は医療職給料表(一)の適用を受ける職員とし、同項の管理者が定める年齢は、60歳とする。

（研修、表彰等による昇給）

第31条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、管理者の定めるところにより、当該各号に定める日に、給与規程第8条第5項の規定による昇給をさせることができる。

- （1）研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
 - （2）業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、業務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
 - （3）職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日
 - （4）前各号に定める場合のほか、管理者が特に認める場合 管理者が定める日
- （特別の場合の昇給）

第32条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ管理者の承認を得て、管理者が定める日に、給与規程第8条第5項の規定による昇給をさせることができる。

（最高号給を受ける職員についての適用除外）

第33条 第26条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

（上位資格の取得等の場合の号給の決定）

第34条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合（第20条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。）又は別に定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を別に定めるところにより上位の号給に決定することができる。

（復職時等における号給の調整）

第35条 休職にされ、若しくは地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書に規定する許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第8に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に管理者の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（給料の訂正）

第36条 職員の給料の決定に誤りがあり、これを訂正しようとする場合は、別に定める

ところによりその訂正を将来に向かって行うことができる。

（この規程により難い場合の措置）

第37条 管理者は、特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、他の職員との均衡を考慮して別段の取扱いをすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、五所川原市、つがる市、鰯ヶ沢町、鶴田町及び公立金木病院組合（以下「旧所属」という。）の職員であった者で、施行日において引き続きこの規程の適用を受けることになった職員の旧所属における勤務実績、期間等については、この規程による昇格、昇給等に係る期間に通算する。

附 則（平成24年病院事業管理規程第40号）

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）（平成24病院事業管理規程40・一部改正）

級別職務分類表

ア 行政職給料表（一）級別職務分類表

級	職 務
1 級	主事の職務
2 級	主任の職務
3 級	係長又は主査の職務
4 級	1 課長補佐又は室長補佐の職務 2 主幹の職務
5 級	1 課長、室長又は次長の職務 2 副参事の職務
6 級	1 事務長 2 参事の職務
7 級	1 病院運営局長、病院運営部長又は事務部長の職務 2 理事の職務

イ 医療職給料表（一）級別職務分類表

級	職 務
1 級	医員の職務
2 級	1 科長又は室長の職務 2 医長の職務 3 相当高度な知識経験に基づき困難な医療業務を行う医員の職務
3 級	1 所長又は副院長の職務 2 医療部長の職務 3 相当高度な知識経験に基づき困難な医療業務を行う科長、室長又は医長の職務
4 級	1 院長の職務

	2 相当高度な知識経験に基づき困難な医療業務を行う所長、副院長又は医療部長の職務
--	--

ウ 医療職給料表（二）級別職務分類表

級	職 務
1 級	管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、歯科衛生士又は歯科技工士の職務
2 級	1 薬剤師の職務 2 相当困難な業務を行う管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、歯科衛生士又は歯科技工士の職務
3 級	1 相当困難な業務を行う薬剤師の職務 2 困難な業務を行う管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、歯科衛生士又は歯科技工士の職務
4 級	1 主任薬剤師の職務 2 主任管理栄養士、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士、主任臨床工学技士、主任あん摩マッサージ指圧師、主任柔道整復師、主任歯科衛生士又は主任歯科技工士の職務 3 特に困難な業務を行う管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、歯科衛生士又は歯科技工士の職務
5 級	1 リハビリテーション局長、診療画像情報局長、臨床検査局長、栄養管理局長 2 副薬剤局長、副リハビリテーション局長、副診療画像情報局長、副臨床検査局長又は副栄養管理局長の職務 3 薬剤部長の職務 4 技師長の職務 5 副薬剤部長、副技師長、主幹薬剤師、主幹診療放射線技師又は主幹臨床検査技師の職務 6 相当困難な業務を行う主任薬剤師の職務 7 困難な業務を行う主任管理栄養士、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任言語聴覚士又は主任臨床工学技士の職務 8 職務の内容及び責任の程度が前各号と同等と認められる職務
6 級	1 薬剤局長 2 困難な業務を行うリハビリテーション局長、診療画像情報局長、臨床検査局長又は栄養管理局長の職務 3 困難な業務を行う薬剤部長の職務 4 困難な業務を行う技師長の職務

エ 医療職給料表（三）級別職務分類表

級	職 務
1 級	准看護師の職務
2 級	1 看護師、助産師又は保健師の職務 2 相当困難な業務を行う准看護師の職務
3 級	1 相当困難な業務を行う看護師、助産師又は保健師の職務 2 困難な業務を行う准看護師の職務
4 級	1 主任看護師、主任助産師又は主任保健師の職務 2 困難な業務を行う看護師、助産師又は保健師の職務 3 特に困難な業務を行う准看護師の職務
5 級	1 医療安全管理局長又は感染管理局長の職務 2 副医療安全管理局長又は副感染管理局長の職務 3 看護部長の職務 4 副看護部長の職務 5 看護師長又は看護主幹の職務 6 困難な業務を行う主任看護師、主任助産師又は主任保健師の職務 7 特に困難な業務を行う看護師、助産師又は保健師の職務 8 職務の内容及び責任の程度が前各号と同等と認められる職務
6 級	1 看護局長の職務 2 副看護局長の職務 3 困難な業務を行う看護部長の職務 4 職務の内容及び責任の程度が前各号と同等と認められる職務

オ 行政職給料表（二）級別職務分類表

級	職 務
1 級	技能職員又は労務職員の職務
2 級	相当の技能又は経験を必要とする技能職員又は労務職員の職務
3 級	高度の技能又は経験を必要とする技能職員又は労務職員の職務
4 級	特に高度の技能又は経験を必要とする技能職員又は労務職員の職務
5 級	極めて高度の技能又は経験を必要とする技能職員又は労務職員の職務

別表第 2（第 4 条関係）

級別資格基準表

ア 行政職給料表（一）級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級						
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
正規の試験	上級	大学卒		3	4	4	2	2	別に定める
			0	3	7	11	13	15	
	中級	短大卒		5.5	4	4	2	2	別に定める
			0	6	10	14	16	18	
	初級	高校卒		8	4	4	2	2	別に定

		0	8	12	16	18	20	める
その他	中学卒		9	4	4	2	2	別に定 める
		3	12	16	20	22	24	

イ 医療職給料表（一）級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職務の級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
医師 歯科医師	医大卒		6	別に定 める	別に定 める
		0	6		

備考

- (1) この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれ免許を取得した時以後のものとする。ただし、管理者が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
- (2) 旧医学専門学校卒業生及び旧歯学専門学校卒業生に対するこの表の適用については、この表に定める必要経験年数に1年を加えた年数をもって、この表の必要経験年数とする。

ウ 医療職給料表（二）級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
薬剤師	大学6卒			2	3	別に定 める	別に定 める
			0	2	5		
	大学卒			5	3	別に定 める	別に定 める
			0	5	8		
	短大卒		2.5	5	3	別に定 める	別に定 める
		0	2.5	8	11		
管理栄養士 栄養士	大学卒			5	3	別に定 める	別に定 める
			0	5	8		
	短大卒		2.5	5	3	別に定 める	別に定 める
		0	2.5	8	11		
診療放射線 技師	大学卒			5	3	別に定 める	別に定 める
			0	5	8		
	短大3卒		1	5	3	別に定 める	別に定 める
		0	1	6	9		
臨床検査技 師	大学卒			5	3	別に定 める	別に定 める
			0	5	8		
	短大3卒		1	5	3	別に定 める	別に定 める
		0	1	6	9		
理学療法士 作業療法士	大学卒			5	3	別に定 める	別に定 める
			0	5	8		
	短大3卒		1	5	3	別に定 める	別に定 める
		0	1	6	9		
言語聴覚士	大学卒			5	3	別に定 める	
			0	5	8		

	短大３卒		1	5	3	別に定 める	
		0	1	6	9		
視能訓練士	大学卒			5	3	別に定 める	
			0	5	8		
	短大３卒		1	5	3	別に定 める	
		0	1	6	9		
臨床工学技士	大学卒			5	3	別に定 める	
			0	5	8		
	短大３卒		1	5	3	別に定 める	
		0	1	6	9		
その他	短大卒		別に定 める	別に定 める	別に定 める		
		0					
	高校卒		別に定 める	別に定 める	別に定 める		
		0					
	中学卒		別に定 める	別に定 める	別に定 める		
		4					

備考 薬剤師、管理栄養士、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師、歯科衛生士及び歯科技工士にこの表を適用する場合におけるこれらの職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、管理者が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

エ 医療職給料表（三）級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
助産師 看護師 保健師	大学卒			5	別に定 める	別に定 める	別に定 める
			0	5			
	短大卒			7	別に定 める	別に定 める	別に定 める
			0	7			
准看護師	准看護師 養成所卒		別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める	
		0					

備考

- (1) 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 22 条第 1 号又は第 2 号に規定する学校又は養成所（平成 13 年法律第 153 号による改正前の保健婦助産婦看護婦法第 22 条第 1 号又は第 2 号に規定する学校又は養成所を含む。）の卒業を示す。
- (2) この表を適用する場合における職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時（保健師及び助産師で看護師免許を有する職員にあっては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、管理者が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

オ 行政職給料表（二）級別資格基準表

職種	学歴免	職務の級
----	-----	------

	許等	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
技能職員	高校卒		6	別に定め る	別に定め る	別に定め る
		0	6			
	中学卒		9	別に定め る	別に定め る	別に定め る
		0	9			
労務職員	中学卒		別に定め る	別に定め る		
		0				

備考

1 職種欄に掲げる職種の区分は、次によりそれぞれ当該各号に掲げる者に適用する。

(1) 技能職員

ア 自動車運転手、機器の運転、操作等の業務に従事する者でその就業に必要な免許等の資格を有するもの

イ 調理師の業務に従事する者

ウ 上記ア及びイに掲げる者の業務に準ずる技能的業務に従事する者

(2) 労務職員 用務員等業務に従事する者及び労務作業員等労務に従事する者

2 前項第1号のアに該当し、その就業に必要な免許等の資格を有する者で、高校卒よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格を有する者に適用される学歴免許等欄の区分は、その資格にかかわらず「高校卒」の区分によるものとする。

3 第1項第1号のアに掲げる者の経験年数は、その就業に必要な免許等の資格取得後のものとする。

別表第3（第5条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	(1) 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	(2) 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	(3) 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	(4) 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学

		科（修業年限 6 年のものに限る。）の卒業 （２）上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	（５）大学専攻科卒	（１）学校教育法による 4 年制の大学の専攻科の卒業 （２）上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	（６）大学 4 卒	（１）学校教育法による 4 年制の大学の卒業 （２）国立看護大学校看護学部の卒業 （３）気象大学校大学部（修業年限 4 年のものに限る。）の卒業 （４）海上保安大学校本科の卒業 （５）上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	（１）短大 3 卒	（１）学校教育法による 3 年制の短期大学の卒業 （２）学校教育法による 2 年制の短期大学の専攻科の卒業 （３）学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 （４）上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	（２）短大 2 卒	（１）学校教育法による 2 年制の短期大学の卒業 （２）学校教育法による高等専門学校の卒業 （３）学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2 年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 （４）航空保安大学校本科の卒業 （５）海上保安学校本科の修業年限 2 年の課程の卒業 （６）上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	（３）短大 1 卒	（１）海上保安学校本科の修業年限 1 年の課程の卒業 （２）上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	（１）高校専攻科卒	（１）学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 （２）上記に相当すると管理者が認める学歴免許

		等の資格
	(2) 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
	(3) 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第76条第1項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると管理者が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法による准看護師学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護師養成所を含むものとする。

別表第4（第6条関係）

経験年数換算表

経歴		換算率
国家公務員、地方公務員又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	80/100 以下（他の職員との均衡を著しく失う場合は、100/100 以下）
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100 以下
	その他の期間	80/100 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		100/100 以下
その他の期間	医療に関する特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	100/100 以下

	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	50/100 以下（他の職員との均衡を著しく失する場合は、80/100 以下）
	その他の期間	25/100 以下（他の職員との均衡を著しく失する場合は、50/100 以下）

備考

- (1) 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を 80/100 以下（他の職員との均衡を著しく失する場合は、100/100 以下）とする。
- (2) 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で管理者が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を市長が別に定める。

別表第 5（第 7 条関係）

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16 年)	短大卒 (14 年)	高校卒 (12 年)	中学卒 (9 年)
博士課程修了	21 年	+5 年	+7 年	+9 年	+12 年
修士課程修了	18 年	+2 年	+4 年	+6 年	+9 年
専門職学位課程修了	18 年	+2 年	+4 年	+6 年	+9 年
大学 6 卒	18 年	+2 年	+4 年	+6 年	+9 年
大学専攻科卒	17 年	+1 年	+3 年	+5 年	+8 年
大学 4 卒	16 年		+2 年	+4 年	+7 年
短大 3 卒	15 年	-1 年	+1 年	+3 年	+6 年
短大 2 卒	14 年	-2 年		+2 年	+5 年
短大 1 卒	13 年	-3 年	-1 年	+1 年	+4 年
高校専攻科卒	13 年	-3 年	-1 年	+1 年	+4 年
高校 3 卒	12 年	-4 年	-2 年		+3 年
高校 2 卒	11 年	-5 年	-3 年	-1 年	+2 年
中学卒	9 年	-7 年	-5 年	-3 年	

備考

- (1) 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれの学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

- (2) この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において、「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- (3) 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- (4) 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- (5) その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について管理者が別段の定めをした職員については、管理者が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第6（第10条関係）

初任給基準表

ア 行政職給料表（一）初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
正規の 試験	上級	大学卒	1級25号給
	中級	短大卒	1級15号給
	初級	高校卒	1級 5号給
その他		高校卒	1級 1号給

イ 医療職給料表（一）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師	博士課程修了	1級45号給
歯科医師	大学6卒	1級33号給

備考 この表の適用を受ける職員に第14条の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第2の医療職給料表（二）級別資格基準表の備考の規定を準用する。

ウ 医療職給料表（二）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学6卒	2級15号給
	大学卒	2級 1号給
管理栄養士 栄養士	大学卒	2級 1号給
	短大卒	1級11号給

診療放射線技師	大学卒	2 級 1 号給
	短大 3 卒	1 級 1 7 号給
臨床検査技師	大学卒	2 級 1 号給
	短大 3 卒	1 級 1 7 号給
理学療法士 作業療法士	大学卒	2 級 1 号給
	短大 3 卒	1 級 1 7 号給
言語聴覚士	大学卒	2 級 1 号給
	短大 3 卒	1 級 1 7 号給
視能訓練士	大学卒	2 級 1 号給
	短大 3 卒	1 級 1 7 号給
臨床工学技士	大学卒	2 級 1 号給
	短大 3 卒	1 級 1 7 号給
あん摩マッサージ 指圧師	短大 3 卒	1 級 1 7 号給
	短大 2 卒	1 級 1 1 号給
柔道整復師	高校卒	1 級 1 号給
歯科衛生士	短大卒	1 級 1 1 号給
	高校卒	1 級 1 号給
歯科技工士	短大卒	1 級 1 1 号給
	高校卒	1 級 1 号給
その他	高校卒	1 級 1 号給

備考 別表第 2 の医療職給料表（二）級別資格基準表の備考に規定する職員に第 1 4 条の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、同表の備考の規定を準用する。

エ 医療職給料表（三）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
保健師	大学卒	2 級 1 1 号給
助産師	短大 3 卒	2 級 5 号給
看護師	短大 3 卒	2 級 5 号給
	短大 2 卒	2 級 1 号給
准看護師	准看護師養成所卒	1 級 1 号給

備考

- （１）学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」については、別表第 2 の医療職給料表（三）級別資格基準表の備考第 1 号に定めるところによる。
- （２）この表の適用を受ける職員に第 1 4 条の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、別表第 2 の医療職給料表（三）級別資格基準表の備考第 2 号の規定を準用する。
- （３）准看護師の業務に 3 年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第 2 1 条第 3 号の規定に該当して看護師となった職員に対するこの表の適用については、学歴免許等欄の「短大 2 卒」の区分に対応する初任給欄の号給をそれぞれ「大学卒」にあっては 2 級 1 3 号給、「短大 2 卒」にあっては 2 級 9 号給とする。

オ 行政職給料表（二）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
技能職員	高校卒	1 級 1 7 号給
	中学卒	1 級 9 号給
労務職員		1 級 1 号給から 1 級 2 9 号給まで

備考

- (1) 職種欄の各区分については、別表第 2 の行政職給料表（二）級別資格基準表の備考第 1 項に定めるところによる。
- (2) 別表第 2 の行政職給料表（二）級別資格基準表の備考第 2 項に規定する職員に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については同項の規定を、同表の備考第 3 項に規定する職員に第 1 3 条第 1 項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については同表の備考第 3 号の規定を準用する。
- (3) 職種欄の「労務職員」の区分の適用を受ける職員に対する第 1 0 条の規定の適用については、この表の初任給欄の号給の範囲内で他の職員との均衡を考慮して定める号給が、同欄の号給として定められているものとして取り扱うものとする。この場合において、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号給をそれぞれ次の表に定める号給に読み替えることができる。

職種	経験年数	初任給
労務職員	8 年以上 1 4 年未満	1 級 3 3 号給から 1 級 4 5 号給まで
	1 4 年以上	1 級 4 9 号給から 1 級 5 7 号給まで

注

経験年数欄の経験年数は、別表第 3 に定める学歴免許等資格区分表に定める「中学卒」の区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後のものとする。

- (4) 別表第 2 の行政職給料表（二）級別資格基準表の備考第 1 項第 1 号のアからウまでに掲げる者のうち、新たに職員となった者でその職務の級を 1 級に決定された「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する第 1 0 条の規定の適用については、1 級 1 7 号給から 1 級 2 9 号給までの範囲内で他の職員との均衡を考慮して定める号給が、この表の初任給欄の号給として定められているものとして取り扱うことができる。
- (5) この表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格によるものとする。
- (6) この表の初任給欄に掲げられている号給により難いと管理者が認めるときは、別に定めるところの号給をもって当該初任給欄に定める号給に読み替えることができる。

別表第 7（第 2 0 条関係）

昇格時号給対応表

ア 行政職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級

1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1
11	1	1	1	3	3	1
12	1	1	1	4	4	1
13	1	1	1	5	5	1
14	1	1	1	6	6	2
15	1	1	1	7	7	3
16	1	1	1	8	8	4
17	1	1	1	9	9	5
18	1	2	2	10	10	6
19	1	3	3	11	11	7
20	1	4	4	12	12	8
21	1	5	5	13	13	9
22	1	6	6	14	14	10
23	1	7	7	15	15	11
24	1	8	8	16	16	12
25	1	9	9	17	17	13
26	1	10	10	18	18	14
27	1	11	11	19	19	15
28	1	12	12	20	20	16
29	1	13	13	21	21	17
30	1	14	14	22	22	18
31	1	15	15	23	23	19
32	1	16	16	24	24	20
33	1	17	17	25	25	21
34	2	18	18	26	26	21
35	3	19	19	27	27	22
36	4	20	20	28	28	22
37	5	21	21	29	29	23
38	6	22	22	30	30	23
39	7	23	23	31	31	24
40	8	24	24	32	32	24

41	9	25	25	33	33	25
42	10	26	26	34	34	25
43	11	27	27	35	35	26
44	12	28	28	36	36	26
45	13	29	29	37	37	27
46	14	30	30	38	38	27
47	15	31	31	39	39	28
48	16	32	32	40	40	28
49	17	33	33	41	41	29
50	18	34	34	42	41	29
51	19	35	35	43	42	29
52	20	36	36	44	42	30
53	21	37	37	45	43	30
54	22	38	38	46	43	30
55	23	39	39	47	44	31
56	24	40	40	48	44	31
57	25	41	41	49	45	31
58	25	41	42	50	45	32
59	26	42	43	51	46	32
60	26	42	44	52	46	32
61	27	43	45	53	47	33
62	27	43	45	54	47	33
63	28	44	45	55	48	34
64	28	44	46	56	48	34
65	29	45	46	57	49	35
66	29	45	46	58	49	35
67	30	46	47	59	50	36
68	30	46	47	60	50	36
69	31	47	47	61	51	37
70	31	47	48	62	51	37
71	32	48	48	63	52	38
72	32	48	48	64	52	38
73	33	49	49	65	53	39
74	33	49	49	66	54	39
75	33	49	49	67	55	40
76	34	49	50	68	56	40
77	34	50	50	69	57	41
78	34	50	50	70	58	
79	34	50	51	71	59	
80	35	50	51	72	60	

81	35	51	51	73	61	
82	36	51	52	74	62	
83	36	51	52	75	63	
84	36	51	52	76	64	
85	37	52	53	77	65	
86	37	52	53	78		
87	38	52	53	79		
88	38	52	53	80		
89	39	53	54	81		
90	39	53	54	82		
91	40	53	54	83		
92	40	53	54	84		
93	41	53	55	85		
94		54	55			
95		54	55			
96		54	55			
97		54	56			
98		54	56			
99		55	56			
100		55	56			
101		55	57			
102		55	57			
103		55	58			
104		56	58			
105		56	59			
106		56	59			
107		56	60			
108		56	60			
109		57	61			
110		57	61			
111		57	62			
112		57	62			
113		58	63			
114		58				
115		58				
116		58				
117		58				
118		59				
119		59				
120		59				

121		59				
122		59				
123		60				
124		60				
125		60				

イ 医療職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	2	6	1
23	3	7	1
24	4	8	1
25	5	9	1
26	6	10	2
27	7	11	3
28	8	12	4
29	9	13	5
30	10	14	6

31	11	15	7
32	12	16	8
33	13	17	9
34	14	18	10
35	15	19	11
36	16	20	12
37	17	21	13
38	18	22	14
39	19	23	15
40	20	24	16
41	21	25	17
42	22	26	18
43	23	27	19
44	24	28	20
45	25	29	21
46	26	30	22
47	27	31	23
48	28	32	24
49	29	33	25
50	29	34	26
51	29	35	27
52	30	36	28
53	30	37	29
54	30	37	30
55	31	38	31
56	31	38	32
57	31	39	33
58	32	39	34
59	32	40	35
60	32	40	36
61	33	41	37
62	33	41	37
63	34	42	38
64	34	42	38
65	35	43	39
66		43	39
67		44	40
68		44	40
69		45	41
70		45	41

71		45	42
72		46	42
73		46	43
74		46	43
75		47	44
76		47	44
77		47	45
78		48	45
79		48	46
80		48	46
81		49	47
82		49	47
83		49	48
84		50	48
85		50	49
86		50	49
87		51	50
88		51	50
89		51	51
90		52	
91		52	
92		52	
93		53	
94		53	
95		54	
96		54	
97		55	

ウ 医療職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1

9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	1	2	6	2	2
19	1	3	7	3	3
20	1	4	8	4	4
21	1	5	9	5	5
22	2	6	10	6	6
23	3	7	11	7	7
24	4	8	12	8	8
25	5	9	13	9	9
26	6	10	14	10	10
27	7	11	15	11	11
28	8	12	16	12	12
29	9	13	17	13	13
30	10	14	18	14	14
31	11	15	19	15	15
32	12	16	20	16	16
33	13	17	21	17	17
34	14	18	22	18	18
35	15	19	23	19	19
36	16	20	24	20	20
37	17	21	25	21	21
38	18	22	26	22	22
39	19	23	27	23	23
40	20	24	28	24	24
41	21	25	29	25	25
42	22	26	30	26	26
43	23	27	31	27	27
44	24	28	32	28	28
45	25	29	33	29	29
46	26	30	34	30	30
47	27	31	35	31	31
48	28	32	36	32	32

49	29	33	37	33	33
50	29	34	38	33	33
51	30	35	39	34	34
52	30	36	40	34	34
53	31	37	41	35	35
54	31	38	42	35	35
55	32	39	43	36	36
56	32	40	44	36	36
57	33	41	45	37	37
58	33	42	46	38	37
59	34	43	47	39	37
60	34	44	48	40	38
61	35	45	49	41	38
62	35	46	50	41	38
63	36	47	51	41	39
64	36	48	52	42	39
65	37	49	53	42	39
66	38	50	54	42	40
67	39	51	55	43	40
68	40	52	56	43	40
69	41	53	57	43	41
70	41	53	58	44	41
71	41	54	59	44	42
72	42	54	60	44	42
73	42	55	61	45	43
74	42	55	61	45	43
75	43	56	62	45	44
76	43	56	62	45	44
77	43	57	63	46	45
78	44	57	63	46	45
79	44	58	64	46	46
80	44	58	64	46	46
81	45	59	65	47	47
82	45	59	65	47	47
83	46	60	66	47	48
84	46	60	66	47	48
85	47	61	67	48	49
86		61	67	48	
87		61	68	48	
88		61	68	48	

89		61	69	49	
90		62	70	49	
91		62	71	49	
92		62	72	50	
93		62	73	50	
94		62	73	50	
95		63	74	51	
96		63	74	51	
97		63	75	51	
98		63	75	52	
99		63	76	52	
100		64	76	52	
101		64	77	53	
102		64	77	53	
103		64	78	54	
104		64	78	54	
105		65	79	55	
106			79		
107			80		
108			80		
109			81		
110			81		
111			82		
112			82		
113			83		

エ 医療職給料表（三）昇格時号給対応表

昇格した 日の前に 受けてい た号給	昇格後の号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1

11	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1
15	1	1	3	1	1
16	1	1	4	1	1
17	1	1	5	1	1
18	2	1	6	2	1
19	3	1	7	3	1
20	4	1	8	4	1
21	5	1	9	5	1
22	6	1	10	6	2
23	7	1	11	7	3
24	8	1	12	8	4
25	9	1	13	9	5
26	10	2	14	10	6
27	11	3	15	11	7
28	12	4	16	12	8
29	13	5	17	13	9
30	14	6	18	14	10
31	15	7	19	15	11
32	16	8	20	16	12
33	17	9	21	17	13
34	18	10	22	18	14
35	19	11	23	19	15
36	20	12	24	20	16
37	21	13	25	21	17
38	22	14	26	22	18
39	23	15	27	23	19
40	24	16	28	24	20
41	25	17	29	25	21
42	26	18	30	26	22
43	27	19	31	27	23
44	28	20	32	28	24
45	29	21	33	29	25
46	30	22	34	30	26
47	31	23	35	31	27
48	32	24	36	32	28
49	33	25	37	33	29
50	34	26	38	34	29

51	35	27	39	35	30
52	36	28	40	36	30
53	37	29	41	37	31
54	38	30	42	38	31
55	39	31	43	39	32
56	40	32	44	40	32
57	41	33	45	41	33
58	42	34	46	42	33
59	43	35	47	43	34
60	44	36	48	44	34
61	45	37	49	45	35
62	46	38	50	46	35
63	47	39	51	47	36
64	48	40	52	48	36
65	49	41	53	49	37
66	50	42	54	50	37
67	51	43	55	51	38
68	52	44	56	52	38
69	53	45	57	53	39
70	54	46	58	53	39
71	55	47	59	54	40
72	56	48	60	54	40
73	57	49	61	55	41
74	58	50	62	55	41
75	59	51	63	56	41
76	60	52	64	56	42
77	61	53	65	57	42
78	62	54	66	58	42
79	63	55	67	59	43
80	64	56	68	60	43
81	65	57	69	61	43
82	65	58	70	61	44
83	66	59	71	62	44
84	66	60	72	62	44
85	67	61	73	63	45
86	67	62	74	63	45
87	68	63	75	64	45
88	68	64	76	64	46
89	69	65	77	65	46
90	70	66	78	65	46

91	71	67	79	66	47
92	72	68	80	66	47
93	73	69	81	67	47
94	73	70	82	67	
95	74	71	83	68	
96	74	72	84	68	
97	75	73	85	69	
98	75	74	85	70	
99	76	75	86	71	
100	76	76	86	72	
101	77	77	87	73	
102	78	78	87	73	
103	79	79	88	74	
104	80	80	88	74	
105	81	81	89	75	
106	81	81	90	75	
107	81	81	91	76	
108	81	82	92	76	
109	82	82	93	77	
110	82	82	94	78	
111	82	83	95	79	
112	82	83	96	80	
113	83	83	97	81	
114	83	84	98		
115	83	84	99		
116	83	84	100		
117	84	85	101		
118	84	85	101		
119	84	85	102		
120	84	86	102		
121	85	86	103		
122	85	86	103		
123	85	87	104		
124	85	87	104		
125	86	87	105		
126	86	88			
127	86	88			
128	86	88			
129	87	89			
130	87	89			

131	87	89			
132	87	90			
133	88	90			
134	88	90			
135	88	91			
136	88	91			
137	89	91			
138	89	92			
139	89	92			
140	90	92			
141	90	93			
142	90	93			
143	91	93			
144	91	94			
145	91	94			
146	92	94			
147	92	95			
148	92	95			
149	93	95			
150	93	96			
151	93	96			
152	93	96			
153	94	97			
154	94				
155	94				
156	94				
157	95				
158	95				
159	95				
160	95				
161	96				
162	96				
163	96				
164	96				
165	97				
166	97				
167	98				
168	98				
169	99				

オ 行政職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した 日の前日 に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	22	2	13
31	1	23	3	14
32	1	24	4	14
33	1	25	5	15
34	1	26	6	15
35	1	27	7	16
36	1	28	8	16

37	1	29	9	17
38	2	30	10	17
39	3	31	11	18
40	4	32	12	18
41	5	33	13	19
42	6	33	14	19
43	7	34	15	20
44	8	34	16	20
45	9	35	17	21
46	10	35	18	22
47	11	36	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	26
52	16	40	24	26
53	17	41	25	27
54	18	42	26	27
55	19	43	27	28
56	20	44	28	28
57	21	45	29	29
58	22	46	30	29
59	23	47	31	30
60	24	48	32	30
61	25	49	33	31
62	26	49	34	31
63	27	50	35	32
64	28	50	36	32
65	29	51	37	33
66	30	51	38	33
67	31	52	39	33
68	32	52	40	33
69	33	53	41	34
70	34	53	42	34
71	35	54	43	34
72	36	54	44	34
73	37	55	45	35
74	38	55	46	35
75	39	56	47	35
76	40	56	48	35

77	41	57	49	36
78	41	57	50	36
79	42	58	51	36
80	42	58	52	36
81	43	59	53	37
82	43	59	54	37
83	44	60	55	37
84	44	60	56	38
85	45	61	57	38
86	45	61	58	38
87	46	61	59	39
88	46	62	60	39
89	47	62	61	39
90	47	62	61	40
91	48	63	62	40
92	48	63	62	40
93	49	63	63	41
94	49	64	63	41
95	50	64	64	41
96	50	64	64	42
97	51	65	65	42
98	51	65	65	42
99	52	65	66	43
100	52	65	66	43
101	53	66	67	43
102	53	66	67	
103	53	66	68	
104	54	66	68	
105	54	67	69	
106	54	67	70	
107	55	67	71	
108	55	67	72	
109	55	68	73	
110	56	68	73	
111	56	68	74	
112	56	68	74	
113	57	69	75	
114	57	69	75	
115	58	69	76	
116	58	69	76	

117	59	70	77	
118	59	70	78	
119	60	70	79	
120	60	70	80	
121	61	71	81	
122		71	82	
123		71	83	
124		71	84	
125		72	85	
126		72	85	
127		72	86	
128		72	86	
129		73	87	
130		73	87	
131		73	88	
132		74	88	
133		74	89	
134		74		
135		75		
136		75		
137		75		

別表第 8（第 3 5 条関係）

休職期間等換算表

休職等の期間	換算率
地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 8 条第 2 項第 1 号の規定による休職（公務上の負傷若しくは病気又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号）第 2 条に規定する通勤をいう。以下この表において同じ。）による負傷若しくは病気に係るものに限る。）又は公務上の負傷若しくは病気若しくは通勤による負傷若しくは病気に係る休暇の期間	3 / 3 以下
専従許可の有効期間	2 / 3 以下
つがる西北五広域連合病院職員就業規程（平成 2 4 年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第 1 3 号）第 3 9 条に規定する介護休暇の期間	1 / 2 以下
地方公務員法第 2 8 条第 2 項第 1 号の規定による休職（公務上の負傷若しくは病気又は通勤による負傷若しくは病気に係るものを除く。）又は公務外の負傷若しくは病気による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）の期間	1 / 3 以下（結核性疾患によるものである場合にあっては、1 / 2 以下）

地方公務員法第 28 条第 2 項第 2 号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3 / 3 以下
---	----------